

中企第 1021 号
令和 4 年 11 月 24 日

関係団体の長 様

茨城県知事 大井川 和彦

適正な価格転嫁に向けた取組の促進について

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、原油をはじめとしたエネルギーコストや原材料価格の高騰につきましては、適正に価格に転嫁し、取引事業者全体で負担していくことが大変重要でありますことから、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」（令和 4 年 5 月 27 日付け中企第 254 号）により、適切な価格転嫁等に関する下請事業者への配慮等について要請させていただいたところであります。

今般の物価高騰につきましては、今後長期化する可能性もありますことから、貴団体におかれましては、会員企業への要請内容の周知につきまして御協力くださいますよう、改めてお願いいたします。

また、政府におきましては、サプライチェーン全体でコストを負担し、親事業者と下請け事業者との望ましい取引慣行を遵守すること等を宣言する、「パートナーシップ構築宣言」の普及を進めているところであり、現在、本県内でも約 300 の事業者が同宣言を作成・公表されているところでもあります。

県といたしましても、価格転嫁に係る企業の意識改革や更なる気運醸成に向け、本宣言の普及を積極的に進めてまいりたいと考えておりますことから、貴団体におかれましても、趣旨を御理解いただき、会員企業への本宣言の普及・啓発等につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、県におきましては、経営の安定化や成長につながる事業者の主体的な取組を支援するための融資制度である「新分野進出等支援融資」の拡充や、経営環境が特に悪化している事業者を応援するための「茨城県事業継続臨時応援金」の支給などにより、県内事業者の事業の継続を後押ししていくこととしておりますので、会員企業への周知につき御配慮いただきますよう、併せて宜しくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室

TEL : 029-301-3560